

公益財団法人黒石市スポーツ協会役員及び職員の慶弔等に関する規程

第1条 公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）職員就業規則第47条に基づき、協会役員及び職員の慶弔等に関する事項を定める。

第2条 協会の運営もしくは発展のために功労顕著なる者には、感謝状及び記念品を贈り表彰する。

第3条 協会職員の慶事について、次の基準により祝意を表す。

職員の婚姻	祝い金	20,000円
-------	-----	---------

第4条 協会役員及び職員の傷病又は自然災害等による被災に対する見舞いについては、次のとおりとする。

傷病（入院10日以上）	見舞金	20,000円
自然災害等による被災	見舞金	円

2 自然災害等による被災は、規模を考慮し、会長、副会長、専務理事及び常務理事による合議の上、決定する。

第5条 協会役員及び職員の死亡等について、次の基準により弔意を表す。

		花輪（盛り籠）	香典
A	役員・職員	20,000円	5,000円
B	同居する一親等及び配偶者	20,000円	5,000円

2 会長が協会の代表として法事出席の場合は、協会が負担する。ただし、会長以外の複数の者が招待の場合は御香料の半額を協会が負担する。

3 協会に特に密接な関係にあるもので慶弔費用の支出の必要のある場合は、会長がその額を定める。

第6条 協会の運営もしくは発展のために功労が顕著な協会役員及び職員以外の者（団体）に対する弔意については、会長、副会長、専務理事及び常務理事による合議の上、本規程を準用することができる。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 財団法人黒石市体育協会役員及び職員の慶弔に関する規程（平成14年2月13日）は、廃止する。

3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。（一部改正：第5条第1項及び第2項）

4 この規程は、令和3年4月1日から施行する。（名称変更：第1条）